

福岡地区水道企業団 会計年度任用職員 募集案内（令和6年度追加募集）

1 受付期間

令和6年6月19日（水）～令和6年7月5日（金）【必着】

2 募集区分、採用予定人数及び職務の概要等

募集区分（所属）		勤務時間	採用予定人数	職務の概要
事務系	総務事務支援員 （総務課）	週27.5時間	1人	企業団事業に係るデータ収集、資料作成、企画立案、文書整理、その他 総務事務補助等
技術系	機械設備技術員 （海水淡水化センター）	週27.5時間	1人	機械設備に関する委託・修理の設計積算、監督業務

3 応募資格

次の(1)及び(2)の要件をすべて満たす人

(1) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 福岡地区水道企業団職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(2) 実務経験等

募集区分		実務経験等
事務系	総務事務支援員 （総務課）	① パソコン操作（ワード、エクセル）について、一定の操作ができる人 ② 地方公共団体等における職務経験を直近10年中7年以上有する人
技術系	機械設備技術員 （海水淡水化センター）	① パソコン操作（ワード、エクセル）について、一定の操作ができる人 ② 上下水道施設（プラント機械設備）の委託・修理の設計積算、監督業務に従事した実務経験を3年以上有する人

4 選考方法

書類選考及び面接試験

（提出された採用試験申込書の記載内容及び面接により選考します。）

5 面接試験・合格発表

面接試験 日程・場所	合格発表
令和6年7月17日（水） 場所：福岡地区水道企業団 本庁舎 （福岡市南区清水4丁目3-1） ※ 時間は受験票に記載します。	令和6年7月19日（金） 午前10時 ・ 福岡地区水道企業団本庁舎正面玄関の扉に掲示 ・ 福岡地区水道企業団のホームページに掲示 ・ 受験者全員に郵送で可否を通知

※合格結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

6 応募方法

提出書類 (①②すべて)	① 福岡地区水道企業団 会計年度任用職員 採用試験申込書（令和6年度追加募集） ※ 必要事項を記入し、6か月以内に撮影した上半身・正面脱帽の写真を貼ってください。 ② 返信用封筒（長形3号・受験票送付用） ※ 84円切手を貼り、あて先を明記してください。
受付期間	令和6年6月19日(水)から令和6年7月5日(金)まで
提出方法	郵送または持参 【郵送】 封筒の表に「会計年度任用職員受験申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記入のうえ、簡易書留により郵送してください。 令和6年7月5日(金)必着 簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。 【持参】 受付期間中の9時30分から17時までに下記提出先に持参してください。 (土・日・祝日は受け付けません。)
提出先	〒 815-0031 福岡市南区清水4丁目3-1 福岡地区水道企業団 総務課 会計年度任用職員採用担当
注意事項	<ul style="list-style-type: none">提出された書類は、一切返却いたしません。応募資格を満たしていない場合等は、成績のいかんに関わらず採用されません。身体に障がい等のある人で、受験上の配慮（車いすの使用など）を希望される人は、7月12日(金)17時までに必ず連絡してください。受験票は7月8日(月)以降に発送します。 7月12日(金)までに届かない場合は、7月16日(火)17時までに必ず連絡してください。

7 個人情報の取り扱いについて

募集申込書に記載された個人情報については、福岡地区水道企業団会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

8 合格から採用まで

- 選考の結果、合格者は令和7年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和6年8月1日以降の採用を行います。
- 候補者名簿に登録されても、必ずしも採用されるとは限りません。
また、業務の必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。
- 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- ・ 試験成績については、本人に限り、合格発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
詳しくは福岡地区水道企業団総務課（会計年度任用職員採用担当）までお問い合わせください。
- ・ 福岡地区水道企業団本庁舎敷地内は全面禁煙です。
また、海水淡水化センターの敷地内に喫煙場所がありますが、屋内は全面禁煙です。
なお、福岡地区水道企業団では、勤務時間中の喫煙は禁止です。

10 勤務条件等

区 分	内 容
任用期間	令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
勤務場所	総務事務支援員：福岡地区水道企業団 総務課 （福岡市南区清水4丁目3-1） 機械設備技術員：福岡地区水道企業団 海水淡水化センター （福岡市東区大字奈多1302-122）
勤務日	月曜日から金曜日までのうち週4日 ※勤務曜日及び勤務日数は採用決定後に調整する場合があります。 （国民の祝休日、12月29日～翌年1月3日は休み）
勤務時間 （パートタイム）	原則 週2日は8:45～16:15（休憩1時間） 週2日は8:45～17:00（休憩1時間）の週27.5時間 ※ 勤務時間は、採用決定後に8:45～17:30の間で調整する場合があります。
給 与	月額 169,555円 ～ 186,729円（地域手当を含む） ※ 採用日前10年間について、当企業団の職員（臨時的任用職員や嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
諸 手 当	給与関係の条例、規程等の定めるところにより、地域手当、通勤手当、期末手当等が支給されます。
年次有給休暇	上記任用期間内に11日間
社会保険	健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。
公務災害	労働災害補償については、労働者災害補償保険法又は福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき適用します。 （フルタイム勤務の方は、連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます）
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。 ・サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 （フルタイム勤務の方は、上記サービスのほか営利企業等への従事等の制限が適用されます。）
そ の 他	・ 給与等支給日：毎月20日 （ただし、時間外勤務手当など実績に応じて支給する手当については翌月20日） ・ 採用までに給与にかかる条例、規程等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

11 福岡地区水道企業団について

(1) 主な業務

福岡地区水道企業団は、福岡都市圏の6市7町1企業団1事務組合により構成されている一部事務組合（特別地方公共団体）で、構成団体へ水道用水を供給しています。

① 企業団とは

地方公共団体がその事務の一部を他の団体と共同で処理するために設けた一部事務組合のうち、水道・ガス・電気事業など地方公営企業の経営を行うものを「企業団」といいます。

② 水道用水の供給（用水供給）とは

家庭等に水を供給している水道事業体（市や町）へ浄水した水を送る「水の卸売業」の役割を果たしています。

(2) 会計年度任用職員の身分

福岡地区水道企業団会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項に定める非常勤の一般職職員です。

※ 詳細は、福岡地区水道企業団ホームページをご覧ください。

<https://www.f-suiki.or.jp/>

問い合わせ先

【総務事務支援員について】

〒 815-0031 福岡市南区清水4丁目3-1
福岡地区水道企業団 総務課 会計年度任用職員採用担当
TEL 092-552-1731 FAX 092-552-1729

【機械設備技術員について】

〒 811-0204 福岡市東区大字奈多1302-122
福岡地区水道企業団 海水淡水化センター 会計年度任用職員採用担当
TEL 092-608-6262 FAX 092-608-6256